

議案第 2 3 号

学校運営協議会の委員の任命について

山陽小野田市学校運営協議会規則第 3 条の規定に基づき、下記のとおり教育長及び対象学校の校長から共同推薦のあった者を学校運営協議会の委員として任命すること。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日提出

山陽小野田市教育委員会

教育長 長友 義彦

記

1 任命される者

別紙名簿のとおり

2 任期

任命日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

【参考】

○山陽小野田市学校運営協議会規則（抜粋）

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 2 5 人以内で組織する。

2 法第 4 7 条の 6 第 2 項の任命は、教育長及び対象学校の校長が共同推薦した者のうちから行うものとする。

（委員の任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる非常勤の特別職とする。

○ 厚狭小学校

	氏 名	所 属 団 体 等
1	田尾 真由美 【新規】 令和6年12月1日	地域学校協働活動推進員 あさふれあいキッズ（放課後子ども教室）